



令和 3 年 7 月 26 日 16 時 00 分  
資料配布 近畿地方整備局

## 淀川水系河川整備計画(変更案)について 全ての関係府県知事から回答をいただきました

淀川水系河川整備計画の変更について、河川法第 16 条の 2 第 5 項に基づき、令和 3 年 4 月 28 日に淀川水系河川整備計画(変更案)を公表し、関係 6 府県知事に意見照会してきましたが、全ての関係府県知事より、同意する旨のご回答をいただきましたので、整備局長コメントと合わせて公表します。

### ○淀川水系河川整備計画(変更案)についての関係府県知事の意見

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/index.html>

### ※河川法第 16 条の 2 第 5 項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

### <取扱い>

### <配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者クラブ、  
兵庫県政記者クラブ、奈良県政記者クラブ、名張市政記者クラブ、伊賀記者会  
(滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県: 同時発表)

### <問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川計画課

課長 前羽 利治 (まえば としはる) (内線 3611)

課長補佐 森田 一彦 (もりた かずひこ) (内線 3613)

TEL: 06-6942-1141 (代表) 06-6945-6355 (直通)

令和 3 年 7 月 26 日

### 近畿地方整備局長コメント

淀川水系河川整備計画の変更について、河川法第 16 条の 2 第 5 項に基づき、令和 3 年 4 月 28 日に淀川水系河川整備計画（変更案）を公表し、関係 6 府県知事に意見照会してきましたが、全ての関係府県知事より、同意する旨のご回答をいただきました。

今後、詳細な内容について確認を行った上で、関係府県知事のご意見を反映し、淀川水系河川整備計画（変更）を速やかに策定してまいります。

## 関係 6 府県知事の回答

令和 3 年 7 月 12 日 兵庫県知事

令和 3 年 7 月 15 日 三重県知事

令和 3 年 7 月 15 日 奈良県知事

令和 3 年 7 月 16 日 滋賀県知事

令和 3 年 7 月 20 日 京都府知事

令和 3 年 7 月 26 日 大阪府知事

総治第1030号  
令和3年7月12日

国土交通省  
近畿地方整備局長 様

兵庫県知事

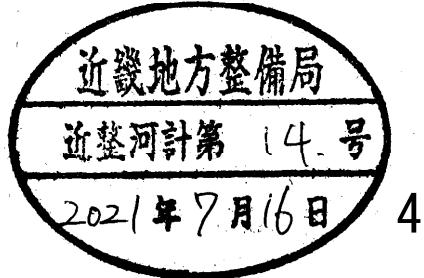
淀川水系河川整備計画の変更について（回答）

令和3年4月28日付け国近整河第1号で照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 淀川水系河川整備計画の変更について同意する。
- 2 事業実施に当たっては、以下の意見に配慮するとともに、県・流城市町・利水関係市町と十分に協議・調整を行った上で、整備等を推進されたい。
  - (1) 猪名川流域全体の治水安全度の早期向上
    - ・国管理区間の整備は、上流に位置する県管理区間の治水安全度向上の前提となるため、推進すること。
    - ・一庫ダムにおける事前放流やダム再生事業による洪水調節容量の拡大などの洪水調節機能の強化は、ダム下流域全体の治水安全度の向上に有効であるため、積極的に取組むこと。
  - (2) 下流県管理区間にに対する上下流バランスの確保  
整備にあたっては、下流県管理区間との上下流バランスに配慮すること。
  - (3) 流域治水の推進  
兵庫県は「総合治水条例」に基づき総合的な治水対策を進めている。淀川水系における「流域治水」の推進にあたり、県の「総合治水」の取組みに配慮されたい。
  - (4) その他（関係8市町の意見※）
    - ・事前放流にあたっては、利水者の損失を最小限にとどめるように努めるとともに、水不足が発生した場合には、取水制限など関係者との調整を実施すること。（尼崎市）

※関係8市町からの意見提出は尼崎市ののみ



国土第09-72号  
令和3年7月15日

国土交通省近畿地方整備局長  
東川 直正 様

三重県知事 鈴木 英敬

淀川水系河川整備計画の変更について（回答）

令和3年4月28日付け国近整河第1号で照会があったことについて同意します。

なお、下記のとおりの意見についてご配慮いただきますようお願いします。

記

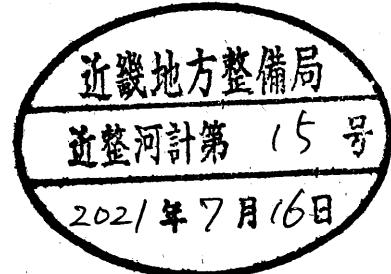
1. 木津川上流域（名張川含む）の河川の整備・維持管理のあり方について

（1）治水

- ・淀川水系河川整備基本方針で示された「一部の地域の犠牲を前提として、その他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要である」との認識にたって、下流河川の治水安全度を考慮しつつ、木津川上流域（名張川含む）の治水安全度向上に着実に取り組むこと
- ・近年、激甚化・頻発化している豪雨による水災害や今後の気候変動の影響を踏まえ、整備目標を上回る洪水や整備途上段階で施設能力を上回る洪水が発生する想定においても、被害を可能な限り軽減させるため、国・県・市・企業・住民等の流域のあらゆる関係者が協働して取組む「流域治水」を推進すること

（2）水資源の安定した利用

- ・気候変動の影響による渇水リスクの増大を踏まえ、既存水資源の効率的な運用に努めるとともに、渇水時に水資源の有効活用が図れるよう、国は適切に関係利水者間の調整に努めること



### (3) 河川環境・利用

- ・河川の整備・維持管理にあたって、木津川上流域（名張川含む）の特徴ある動植物の多様な生育・生息・繁殖環境の保全・創出に積極的に取り組むこと
- ・治水・利水・環境との調和を図りつつ、住民や地域の意見を反映させるなど、様々な河川利用のニーズを踏まえた水辺空間の整備・維持管理に努めること

### (4) 維持管理

- ・河川管理施設の機能を十分発揮させるための堆積土砂撤去や河道内樹木伐採の更なる推進を図り、河川水位を上げない対策の加速化を図ること

### (5) 河川の整備に要する費用、実施時期

- ・今後も地方財政は厳しい状況が予想されるため、国は、河川の整備にあたって徹底したコスト縮減に努めるとともに、事業費、整備スケジュールについて県民の理解が得られるよう、事前に協議調整を図ること

## 2. 川上ダム及び各河川改修事業の推進に関して

### (1) 川上ダムについて

- ・令和4年度の完成に向け、必要な予算を確保するとともに、一日も早く完成すること
- ・伊賀盆地が、狭窄部である岩倉峡の上流部に位置することを踏まえ、治水安全度の向上に向け、柔軟なダム操作に取組むこと

### (2) 名張川、木津川、服部川、柘植川について

- ・岩倉峡の開削については、下流河川の安全度を考慮した段階的な施工も視野に入れ、実施時期を早期に検討すること
- ・名張川および木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業について、引き続き強力かつ継続的に進めるための予算・財源を確保し、事前防災・減災対策の加速化を図ること

以上

河整 第 97 号  
令和 3年 7月 15日

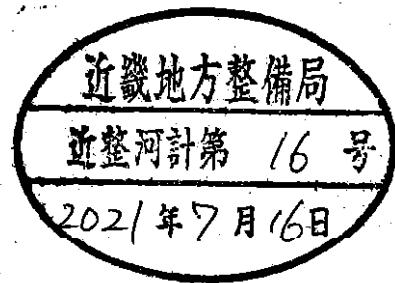
国 土 交 通 省  
近畿地方整備局長 殿

余良県知事 荒井 正吾

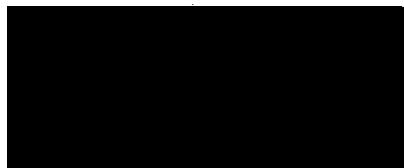
淀川水系河川整備計画の変更について（回答）

令和 3 年 4 月 28 日付け国近整河計第 1 号で照会のありました標記のことについて、意見はありません。

なお、今後、河川整備計画（変更案）に基づき、木津川上流域の治水安全度の向上のために事業を推進していただくとともに、事業や維持管理の実施にあたっては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いします。



担当者



滋 広 政 第 166 号  
令和3年(2021年)7月16日

国土交通省  
近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日用 大造

### 淀川水系河川整備計画の変更について（回答）

令和3年4月28日付け国近整河計第1号にて意見を求められた淀川水系河川整備計画の変更について、下記のとおり意見を述べる。

記

淀川水系河川整備計画（変更案）について、同意する。  
なお、次の事項について特段の配慮をお願いする。



#### 1 流域治水の推進

近年頻発している豪雨災害や今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化も踏まえると、計画や現況施設能力を超える洪水はいつでも起こり得る。

こうした超過洪水に対しても人命を守ることおよび壊滅的な被害を防ぐことが今後の治水政策にとって極めて重要であり、本県では、平成26年3月に滋賀県流域治水の推進に関する条例を制定し、「どのような洪水にあっても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐ」ことを目標に、河川整備等の「ながす」対策を基幹的対策とし、森林等の雨水貯留浸透機能の確保等の「ためる」対策、浸水リスクの高い区域での建築制限等の「とどめる」対策、確実な避難のための計画策定等の「そなえる」対策を重層的に組み合わせて施策展開してきたところである。

今後、国においても流域治水の取組について具体化し、国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等の河川の流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体において、河川改修やダムなどの川の中の対策に加え、避難体制の構築や安全な住まい方への誘導など、川の外の対策を総合的に進めること。

#### 2 本県の現状を踏まえた事業の推進

琵琶湖からの唯一の流出河川である瀬田川は、下流が洪水で危険なときには、下流

の洪水防御のために、洗堰の放流量が制限または全閉されることから、琵琶湖周辺の浸水の危険性が更に高まることとなり、全閉操作が実施された平成25年、平成29年の台風や平成30年の豪雨では、浸水被害が発生した。

こうした現状を踏まえ、琵琶湖周辺での浸水被害を軽減・回避するため、天ヶ瀬ダム再開発事業を早期に完了させるとともに、大戸川ダム本体工事および瀬田川（鹿跳渓谷）の整備を早期に実施すること。

### 3 大戸川ダムに関すること

大戸川ダムについては、淀川下流域における治水効果に加え、本県においても平成25年台風18号等これまでに経験した計画規模と同程度の洪水はもちろんのこと、近年他の地域で観測された計画規模を超える洪水に対しても治水効果が期待できることから、大戸川ダム本体工事を早期に実施すること。

大戸川ダムの環境への影響については、これまでから本県の要綱を踏まえた環境影響評価を平成4年に実施されているほか、環境影響評価法に準じた環境調査を平成13年から平成17年までに実施されているところであるが、今後も適切に「動植物・生態系」「景観」「土砂流動」などの観点から調査・検討し、所要の対策を講じることにより環境影響をできる限り回避・低減すること。

また、ダムの補償工事である主要地方道大津信楽線、栗東信楽線の付替工事を着実に推進し、早期に高低差の解消を図るとともに、水源地域整備について積極的に支援すること。

### 4 丹生ダム建設事業の中止に伴う対応に関すること

丹生ダム建設事業の中止の経緯を踏まえ、社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行などの課題や地域の要望に対応し、姉川・高時川の河川改修や高時川の瀬切れ対策に対して調整・支援を行うとともに、水源地域の活性化に向けた地域整備について関係機関と連携して積極的に取り組むこと。

丹生ダムは事業中止が決定した後、地域振興等について関係機関と連携して対応しているところであるが、この経験を踏まえ、事業期間が極めて長い事業などについて、事業中止に伴う関係者の対応に関する新たなルールについて検討すること。

### 5 瀬田川に関すること

瀬田川の改修については、洪水後における琵琶湖の水位の速やかな低下のために必要であり、瀬田川（鹿跳渓谷）の整備を早期に実施すること。

実施に当たっては、自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮すること。

また、堤防強化について、堤防強化実施箇所における被災や新たな知見を踏まえ、必要な調査や点検を実施し、対策が必要となった場合には、着実に実施すること。

## 6 野洲川に関すること

野洲川（直轄区間）における砂礫河原および瀬と淵の再生やヨシ帯の再生について着実に進めること。

また、堤防強化について、堤防強化実施箇所における被災や新たな知見を踏まえ、必要な調査や点検を実施し、対策が必要となった場合には、着実に実施すること。

## 7 大津放水路事業に関すること

近年頻発している豪雨災害や今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化も踏まえ、大津市の中心市街地における浸水被害を軽減させるため、未着手である盛越川から諸子川までの大津放水路二期区間の早期建設に向けて、実施時期の速やかな検討を行うこと。

## 8 琵琶湖の保全および再生に関すること

琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約400万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、60種以上の固有種を含む1,000種類を超える動植物が生息・生育する自然湖である。加えて、琵琶湖が下流宇治川・淀川の洪水被害の軽減に寄与し、淀川水系の水資源の大宗を占めている。

平成27年には、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生するため、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が施行されており、同法の主旨を十分に踏まえ、水質改善や生態系の保全・再生、侵略的外来水生植物の防除対策等、琵琶湖の保全および再生について、関係機関と連携して取り組むこと。とりわけ、水陸移行帯が有する生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保について、本県と連携して取り組むこと。

## 9 瀬田川洗堰の操作に関すること

瀬田川洗堰の全閉操作の解消については、上下流の社会的な平等性の観点から重要であり、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこと」とされており、その実現に向けて取り組むこと。やむを得ず全閉する場合でも制限放流時間を最小限にとどめること。

天ヶ瀬ダム再開発の完了に合わせ、瀬田川洗堰の制限放流が改善されるよう、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰の操作規則の見直しを検討すること。

また、瀬田川洗堰の操作については、湖辺の自然環境や生態系、県民の暮らしや産業活動にとってより望ましいものとなるよう、引き続き弾力的な水位操作を行うとともに、気候変動に伴う洪水や渇水の頻発、水利用の状況、在来魚類の減少、浜欠けの発生等を踏まえ、治水・利水・環境の調和のとれた瀬田川洗堰操作方法を検討すること。

10 琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること

琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題について、流域圏の様々な関係機関と連携して取り組むこと。

11 水文化の保全と継承に関すること

琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承に配慮するとともに、平常時から培っておくべき危機意識、水資源の重要性や希少性、またあるべき水環境の姿などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図ること。

12 河川敷利用に関すること

野洲川等の河川敷利用については、野洲川等の河川敷が既に地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている実態を踏まえ、地元住民および利用者の意見を十分反映すること。

13 維持管理に関すること

河川管理施設のより効果的な運用や常にその機能を發揮するための長寿命化対策、河道掘削・樹木伐開などの維持管理を適切に実施すること。

14 河川レンジャーに関すること

住民と河川管理者との橋渡し役である河川レンジャーについて、河川にかかる環境・防災学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動等の充実を図ること。

15 次世代育成型の河川政策に関すること

今後、河川と住民とのつながりをより強固にすることを目指して、河川環境だけでなく防災面なども含めて、より広く河川全般について、子どもや若者の河川学習の機会を増やし、引き続き次世代育成型の河川政策を進めること。

16 事業費および実施時期に関すること

事業実施に当たっては、事業費および整備スケジュールについて十分県民の理解が得られるよう、協議調整を図ること。

以上

3 河 第 2 2 8 号

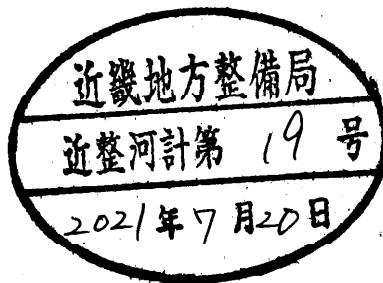
令和 3 年 7 月 20 日

国土交通省近畿地方整備局長様

京都府知事 西脇 隆俊

淀川水系河川整備計画の変更について（回答）

令和 3 年 4 月 28 日付け国近整河計第 1 号で照会のことについては、別添の意見書のとおり回答します。



## 意 見 書

淀川水系河川整備計画の変更について、河川法第16条の2第5項の規定に基づき、以下のとおり意見を述べる。

### 1. 淀川水系河川整備計画の変更について

淀川水系河川整備計画の変更案に賛同する。なお、事業の実施にあたっては、以下の点に配慮願いたい。

### 2. 安心安全な京都づくりを支える治水対策の推進について

#### 【桂川について】

京都府域においては、桂川の治水安全度向上が最優先の課題であり、直轄管理区間の河川改修は、上流の京都府管理区間の改修の前提条件ともなるものである。このため、現在進められている嵐山地区の対策を急ぐとともに、平成25年台風第18号洪水を安全に流下させることができる河道掘削等の河川整備を早期に、かつ重点的に推進して頂くよう強く要望する。

併せて、保津峡の狭窄部の部分的な開削や日吉ダムの暫定操作の緩和・解消についても具体的な検討を進める必要があると考える。

#### 【宇治川について】

宇治川については、河道掘削等を着実に推進するとともに、さらなる堤防強化により安全性を不斷に高める必要がある。

再開発後の天ヶ瀬ダムの運用方法を定めるにあたっては、既存施設を最大限有効活用した治水方策について、十分な検討を行う必要がある。

大戸川ダムは、環境調査を含む必要な調査を速やかに実施し、調査結果を踏まえ、外部有識者も含めて費用や効果を検証しつつ事業を進められたい。本体工事の実施においては、徹底した費用の縮減を求める。

瀬田川洗堰の操作は、淀川の治水の大前提であり、天ヶ瀬ダムと連動した確実な操作を図られたい。

### 【木津川について】

木津川については、河道掘削等を着実に推進されたい。

堤防強化の対策済み区間ににおいて再び漏水が確認されるなど堤防の安全性に不安を残している状況であることから、さらなる堤防強化により安全性を不斷に高める必要がある。

### 【淀川本川について】

三川合流部の水位低下は、桂川、宇治川及び木津川の治水安全度向上にとって重要であることから、既存ダムの洪水調節機能強化を図りつつ、淀川本川の河道掘削等を着実に推進されたい。

### 【流域治水について】

近年の降雨においては既に気候変動の影響が表れていると考えられ、今後の気候変動による外力の増大を考慮すると、超過洪水に対して被害を最小限に食い止めるためにも、流域治水を具体的にかつ実効的に推進すべきであり、府、市町村等と連携した取り組みを引き続き進められたい。

### 【土砂管理について】

気候変動による降雨量の増加により、流域からの土砂生産量が増加することは明らかであり、土砂堆積の進行が顕著な宇治川流域など土砂流出によるダム湖への堆砂や河道への堆積による維持管理コストの増大も懸念される。このため、急激な土砂流出を減らす流域対策を含めた総合土砂管理について検討及び対策を実施する必要がある。

### 【内水対策について】

木津川、宇治川沿川には内水被害が顕著な地域があることから、浸水実績を踏まえ、内水排除施設の新設や増強について検討されたい。

### 3. 河川空間を利用したにぎわいづくりの推進について

かわまちづくりや堤防のサイクリングロードとしての利用など、地域単位で進む河川空間の利用を広域ネットワーク化し、また、より快適で安全な魅力ある空間となるよう堤防等における小径（散策路）の整備等の環境整備を進められた

い。

#### 4. 河川の維持管理について

河川利用や自然環境に配慮しつつ、河道掘削や樹木伐採に継続的に取り組むとともに、堤防等の河川管理施設の維持管理や長寿命化対策を適時、適切に実施されたい。

なお、市町村意見は、別紙のとおりである。

## ■市町村意見一覧

京都 市	1. 1. はじめに (p.2)
	これまでに引き続き、堤防強化を含め、十分な治水対策を進めていただくとともに、今後予想される気候変動による降雨量や流量の増加、水位の上昇を考慮した万全な治水対策をお願いしたい。
	特に桂川においては本市流域と淀川本川における上下流バランスの解消に向け、早急に更なる治水対策の推進をお願いしたい。
	2. 2.3 利水の沿革 (p.10)
	「(前略) 同 27 年に竣工した琵琶湖第一疏水及び同 45 年に竣工した琵琶湖第 2 疏水等である。」を下記の文章に修正していただきたい。
	「(前略) 同 27 年に竣工した琵琶湖第 1 疏水、同 45 年に竣工した琵琶湖第 2 疏水等である。」
	表記を算用数字に統一し、「琵琶湖第一疏水」の「一」を「1」に修正。文法上、「○○及び●●等」を用いるのは適切ではないため、「及び」を「、」に修正。
	3. 2.3 利水の沿革 (p.10)
	「写真 2.3-1 琵琶湖疏水の取水口」を下記の文章に修正していただきたい。
	「写真 2.3-1 琵琶湖第 1 疏水」
	4. 4.1.2 日常からの人と川とのつながりの構築 (p.43)
	「小径（散策路）、「歴史文化の薫る散策路（仮称）」の整備」において、「東高瀬川」も小径ネットワーク位置図の中で小径整備が必要な個所に位置付けられている。
	創造のまちづくりを進める京都市南部地域の中でも、その先導地区である高度集積地区において、東高瀬川は、重要な景観要素であると同時に、環境共生や憩いの場所として大変貴重な存在です。本市が定めている「らくなん進都のまちづくりの取組方針」の中でも「アメニティの高い親水空間づくり」を掲げており、ふさわしい整備が必要とされている。
	今後の取組の方向に沿った本地区のまちづくりをより一層推進するため、東高瀬川において、堤防等における散策路等の整備や緑化の充実等を行っていただくようお願いしたい。
	なお、今後、東高瀬川の具体的な整備内容の検討に当たっては、本市の

	<p>高度集積地区のまちづくり担当部署（まち再生・創造推進室）と協議をお願いしたい。</p> <p>5. 4.3.2 淀川水系における治水・防災対策 (p.73)</p> <p>平成 25 年の台風 18 号以降、桂川では 6 号井堰及び 4 号井堰の撤去や河道掘削等の治水対策を実施されており、嵐山地区において左岸溢水対策事業として、可動式止水壁の治水機能工事が令和 3 年 3 月に完了しています。</p> <p>着実に事業を進められているところであるが、嵐山地区における「一の井堰改築」「派川改修」の整備等、今後も引き続き治水対策の推進をお願いしたい。</p>
宇治市	<p>近年、全国各地で甚大な被害をもたらす水災害が頻発しており、淀川水系においても平成 25 年台風第 18 号の戦後最大規模の洪水により甚大な被害が発生したほか、平成 29 年台風第 21 号や平成 30 年 7 月豪雨など、甚大な被害につながりかねない豪雨が頻発しています。</p> <p>また、今後、気候変動の影響に伴う豪雨の更なる頻発・激甚化が非常に懸念されている中、淀川水系の河川整備計画を変更し、更なる事前防災対策を強力に推し進めることが急務であり、その考えに大いに賛同するものであります。</p> <p>いつ来るかわからない次なる災害に備え、宇治市においても、河川整備計画の迅速な見直しを進めるとともに、治水事業による事前防災対策の加速化に加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策として「流域治水」の取組を強く推進していく必要があると考えております。</p> <p>先般、「流域治水」の実効性を高める法的枠組みである流域治水関連法が成立したことを踏まえ、「流域治水」の着実な推進が図れるよう、宇治市としても国や府、あらゆる関係機関との協働により、早急に実施すべき事前防災対策の加速化に尽力していく所存であります。</p> <p>なお、今後の河川整備計画の策定及び事業の実施にあたりまして、以下の点について格段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>○流域治水について</p> <p>近年の気候変動による災害の頻発・激甚化を踏まえると、流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策である流域治水は大変重要であり、流域治水の取組を推進するにあたり、令和 3 年 5 月に公布された「流域治水関連法」に基づく計画・体制の強化についての検討と更なる支援策の充実に努めていただきたい。</p>

#### ○大戸川ダムの本体工事の実施について

宇治川上流に計画される大戸川ダムは、天ヶ瀬ダムと一体となり淀川本川の水位を下げるとともに、宇治川の水位を下げる効果があり、また天ヶ瀬ダムへの流入量を低減させることで、下流の水位の状況に応じた効果的なダムの運用が可能になる。大戸川ダムの建設に向けて、環境調査を含む必要な調査を速やかに行なったうえで、調査結果を踏まえ、早期に本体工事に着手していただきたい。

#### ○三川合流点下流の河道掘削等の実施について

河床勾配の緩やかな宇治川は、二川合流点の水位上昇により、背水（バックウォーター）の影響を大きく受ける特性がある。三川合流点下流部の水位低下を図る河道掘削等の実施は、宇治川はもちろんのこと淀川水系全体の治水安全度の向上を図る上で重要な事業であることから、早期に着手していただきたい。

#### ○宇治川堤防の強化について

宇治川は、三川合流点からの背水の影響で高水位が長く続く特殊な状況のため、現計画における堤防強化対策は完了しているものの、近年の気候変動の影響等により目標洪水が見直されることを踏まえ、必要な調査や点検を実施したうえで、更なる堤防強化対策の推進に努めていただきたい。

#### ○宇治川及び天ヶ瀬ダムの適切な維持管理について

塔の島地区の河川改修は、景観への配慮に加え、鵜飼や宇治川遊覧といった観光にも配慮する河川整備が行われ、平成30年度に完成したところである。今後も地域住民や利用者の意見を聞きながら維持管理を行い、引き続き安定した河川利用に向けた対応をお願いしたい。

また、近年には河道内の伐木除根等を実施いただいているが、宇治川の環境保全や適切な維持管理に引き続き努めていただくとともに、天ヶ瀬ダムにおいても堆砂除去など適切な維持管理に努めていただきたい。

併せて、天ヶ瀬ダム再開発後の運用については、既存施設を最大限有効活用した治水方策について、十分な検討を行い、実施に努めていただきたい。

#### ○瀬田川洗堰の全閉について

瀬田川洗堰の操作について「今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の

	流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。」とあるが、宇治市にとって瀬田川洗堰の全閉操作は大変重要な問題であるため、様々な整備が完了して初めて議論されるべき事項であり、関係自治体や住民の意見を踏まえ、慎重かつ十分な議論を尽くすことをお願いしたい。
亀岡市	意見等なし
城陽市	特に意見なし
向日市	本件の淀川水系河川整備計画の変更について意見ありません。
長岡京市	意見はありませんが、次の項目を要望させていただき回答とします。 <p>1. 桂川改修の早期実施について  桂川右岸大下津地区の引提工事に関しましては予定通り堤防が整備され、令和5年度の完成に向けて鋭意、取り組んでいただいているところであります。今後も引き続き桂川の治水安全度向上に向か、大下津地区の引提工事の推進及び桂川中・下流部の河道掘削を進めていただけるよう要望します。なお、桂川の河道掘削を進めるためには淀川本川への流量低減や流下能力増大が必要なことから、これらも速やかに進めていただけるよう要望します。</p> <p>2. 三川合流部の水位低下について  三川合流部の水位の上昇に伴って発生するバックウォーターによる上流域における堤防への負担を軽減するため、三川の既設ダムの洪水調整機能強化を推進するとともに合流部下流の河道掘削など、流域一体となった効率的な治水対策により、三川合流部の水位低下を促進されますよう要望します。</p>
八幡市	○内水対策につきまして、毛馬排水機場、久御山排水機場等の記載はありますが、その他の内水排除施設の更新・改築、新設や増強等、現時点で具体的な計画がありましたら記載の検討をお願いします。 ※P.96 (7)内水対策
京田辺市	特になし
南丹市	意見なし
木津川市	1. 小径（散策路）の整備について 変更案 P43 図 4.1.2-7 小径ネットワーク位置図において、木津川市域に位置する木津川の両岸で、小径（散策路）が整備済みとして、緑色で示されておりますが、現状では川の中に散策路は整備されていないため、「整備が必要な小径」へ図面の変更をお願いします。

	<p>2. 木津川中流部における築堤（量的整備）の追加について</p> <p>変更案 P75 図 4.3.2-11 木津川（下流）改修の平面図と掘削断面図（イメージ）において、木津川市加茂町河原～北地区にかけて、令和2年度重要水防箇所でも「越水・溢水」で重要度Aとなっている箇所の「築堤」が示されておりますが、木津川市内には、下流の左岸25.9k～26.5kにおいても同様に「越水・溢水」の重要度Aとなっている箇所があります。（R2重要水防箇所では、木津川で重要度Aは木津川市内の3箇所のみです。）</p> <p>今回の整備計画（変更案）で、木津川左岸25.9k～26.5kにおける堤防整備（築堤）の実施についても示して頂き、早期に調査や点検の実施と必要となる区間の対策の検討と実施をお願いします。</p>
	<p>3. 水防活動、水防訓練への支援について</p> <p>変更案 P92 2) みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）について、水防協力団体制度や指定促進に向けた動きについての記載をお願いします。また水防団、水防協力団体の処遇改善の実施をお願いします。</p>
	<p>4. 河道内樹木、堆砂土砂等の管理について</p> <p>変更案 P112 4.6.4.河川区域等の管理について、河道内の樹木の繁茂や堆積土砂は洪水の流下能力の阻害などの治水機能や河川内の不法投棄、巡視の阻害などの適切な維持管理の障害となっています。</p> <p>特に泉大橋上下流や開橋上下流などにおいて地域より樹木や堆砂撤去の要望も寄せられており、河川環境や生態系の保全に配慮しつつ適切かつ計画的な河道の管理をお願いします。</p>
大山崎町	意見等ありません。
久御山町	意見なし
井手町	<p>1. 地域住民の生命・財産を守るために治水対策の推進</p> <p>本町の中心市街地は、木津川堤防より低い位置にあることから、破堤はもとより内水による浸水でも都市機能を失い、その被害は甚大である。</p> <p>そのことから、整備計画にある堤防補強が必要な箇所（図 4.3.2-29、p86）に対し、対策を早期に実施して頂くとともに、樋門閉鎖による内水被害を最小限にするため、本川河道掘削や上流ダム群の洪水調整操作を的確かつ確実に行って頂きたい。万が一、内水被害が生じることとなった場合は、排水ポンプ車の早期配備もお願いしたい。</p> <p>2. 魅力ある河川環境を生かし、安全な河川利用の施策の推進</p> <p>本町においては、木津川堤防が歩道のない国道24号として供用され、</p>

	<p>歩行者等が安全に通行できない状況である。</p> <p>そのことから、整備計画にある小径ネットワーク（図 4.1.2-7、p43）に基づき、歩行者や自転車利用者が河川に沿って容易かつ安全に通行できるよう、サイクリングロードとしても利用できる河川管理用通路や小径の整備を推進して頂きたい。</p>
	<p>3. 地域住民への適切かつ迅速な情報伝達</p> <p>浸水想定区域内にある住宅や工場などへの情報伝達が適切に実施できるよう河川水位や防災カメラの設置のほか、樋門操作の状況も公開願いたい。</p>
宇治田原町	・淀川水系河川整備計画（変更案）について意見はありません。
笠置町	意見なし
和束町	意見無し
精華町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の災害に対する安全確保のため、引き続き堤防強化工事の着実な対策の実施をお願いします。</li> <li>・流水を阻害している河道内樹木の定期的な伐開を行う等、適正な河川管理をお願いします。</li> <li>・木津川増水時における樋門閉鎖に伴い内水排除ができず内水被害を受けていたため、内水排除設備の整備に対し支援をお願いします。</li> </ul>
南山城村	意見なし

河整第1334号  
令和3年7月26日

国土交通省  
近畿地方整備局長様

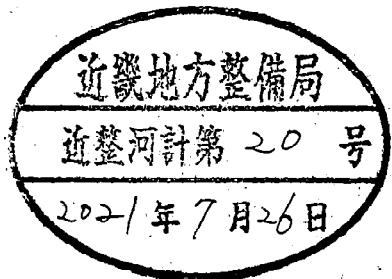
大阪府知事 吉村 洋文

淀川水系河川整備計画の変更について（回答）

令和3年4月28日付け国近整河計第1号で照会のありました標記について  
下記のとおり回答します。

記

淀川水系河川整備計画（変更案）について賛同する。  
なお、大阪府の意見は別紙のとおりである。



## 淀川水系河川整備計画（変更案）に対する意見

淀川水系河川整備計画（変更案）に対し、流域市町長からの意見を踏まえ、次のとおり意見を申し述べる。

人口・資産が高度に集積している大阪平野は高い堤防で守られており、一旦堤防が決壊すれば、壊滅的な被害が生じる可能性を有していることから、現況の安全度を堅持することが必要と考えている。

また、河川は住民生活に欠かせない水の供給源であるとともに、都市域における貴重なオープンスペースともなっている。このため、今後ともこれらの機能を維持しつつ、環境の改善に取り組むことが、住民の豊かな生活の享受のために必要である。

さらに、淀川水系河川整備計画（変更案）に記載されている事業は、今後、膨大な事業費が必要であり、現下の地方財政を大きく圧迫することが予想されるところである。

これらの状況を鑑み、大阪府の基本的な考え方を遵守されたい。

### ＜大阪府の基本的な考え方＞

- ◆本変更案に示される河川の整備により大阪府域の治水安全度を低下させないこと
- ◆環境改善のため淀川水系の流水の正常な機能維持および水質保全に取り組むこと
- ◆今後の事業実施にあたっては大阪府財政に過度な負担をかけないこと
- とりわけ、新たな事業の着手にあたっては府の意見を聴取すること

なお、次の事項について特段の配慮をお願いする。

#### 1. 治水・防災

##### (1) 流域治水の推進

気候変動の影響による災害の頻発化、激甚化に対応するための抜本的な治水対策として『流域治水』への転換が国から示され、淀川水系流域治水プロジェクトでは国や流域自治体、企業等が協働で実施していく治水対策の全体像が取りまとめられた。今後、同プロジェクトに基づき、猪名川流域を含む流域全体で事前防災対策の推進と充実を一層図られたい。

##### (2) 淀川大堰下流の橋梁改築

現在事業中の阪神電鉄なんば線淀川橋梁の改築事業を推進し、遅滞なく効果発現に努めること。伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁等の洪水の流下を阻害している橋梁の改築は府域の治水安全度向上にとって重要であるため、新たな事業の着手にあたっては府の意見を聴取すること。また、関係市とも十分協議を行うこと。

##### (3) 大戸川ダムの本体工事の実施

今後の調査・設計により工事の内容の精査を行い、工事の実施にあたってはコスト縮減を図られたい。

#### (4) 余野川ダム等洪水調節施設

余野川ダム建設事業と一体のものとして建設を進めてきた水と緑の健康都市（箕面森町）の基盤整備および換地処分が完了したことから、本事業で府が整備、維持管理してきたダム事業用地内の法面については、令和3年度中に国が責任を持って引き継ぐこと。

#### (5) 高規格堤防の整備

高規格堤防の施工に先行する淀川左岸線（2期）区間の早期完成と淀川左岸歩行者専用道の整備に向けて関係市と協力するとともに、完成後は日本初の道路トンネルと一体となった施設となるため、関係市と十分協議を行った上で維持管理を行うこと。

### 2. 河川環境

#### 淀川からの導水のあり方検討

寝屋川の水質改善対策として、国、府、関係市からなる寝屋川流域協議会で策定した「寝屋川流域水環境改善計画」に掲げた目標達成に向けて、これまで実施してきた淀川からの導水を引き続き実施すること。

### 3. 利用

#### (1) 舟運のための淀川大堰閘門の設置

2025年大阪・関西万博に向けて、淀川大堰閘門の整備を着実に進めるとともに、新たな航路確保等の実現に取り組むこと。

#### (2) 川らしい利用の促進

近接する都市空間と淀川の自然が融合したまちづくりに向けた河川空間の利活用については、民間活力が必要なため、実現に向けた検討を関係市と進めていくこと。

#### (3) まちづくり・地域づくりとの連携

民間団体等が実施する沿川の魅力を高める取り組みに対して、引き続き沿川関係者との連携・協力をを行うこと。

#### (4) 自転車利用のネットワーク形成支援

北大阪周遊自転車道については、スポーツレクリエーションを目的として整備されており、2025年大阪・関西万博に向けて、毛馬地区より下流の自転車利用のネットワーク形成に必要な関係市への連携・支援を図ること。

### 4. 維持管理

#### 毛馬排水機場の設備更新の実施

毛馬排水機場は寝屋川流域を守る重要な排水施設であることから、更新計画に基づいた施設更新を着実に実施し、治水機能が確実に發揮されること。

## 淀川水系河川整備計画(変更)について

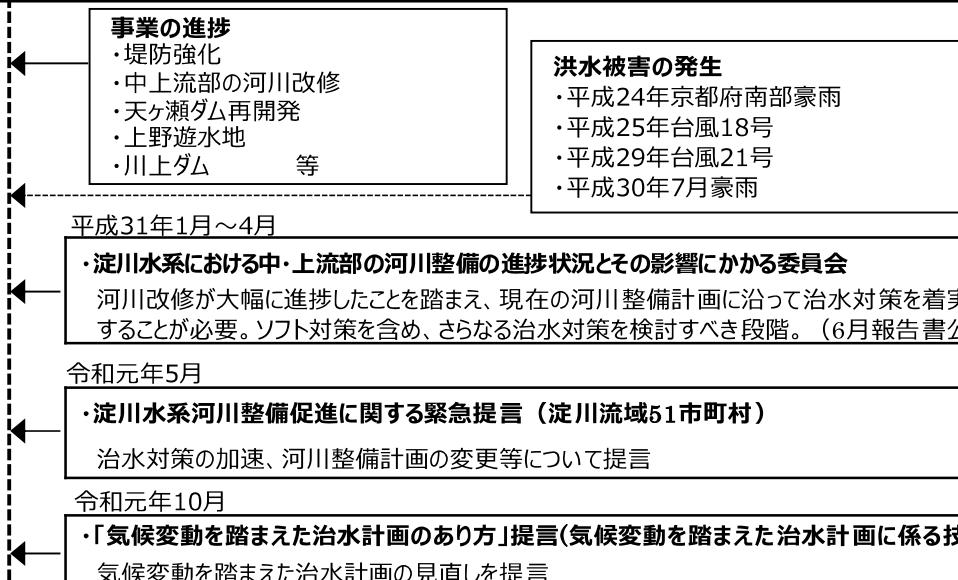
これまでの経緯

平成19年8月16日

### ・淀川水系河川整備基本方針 決定

↓  
平成21年3月31日

### ・淀川水系河川整備計画 策定



### ・淀川水系関係6府県調整会議

現行河川整備計画に位置付けた河川整備の進捗、近年頻発している豪雨災害、今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、さらなる河川整備に向けて、河川整備計画の変更手続きを進めることを確認。

令和3年2月26日

※河川法第16条の2  
に基づく手続き

### ・淀川水系河川整備計画（変更原案）及び意見聴取方法の公表

令和3年4月28日

3月1日～31日  
意見聴取  
関係住民（パブリックコメント）

3月27日、3月28日  
意見聴取  
関係住民（公聴会）

3月3日 地域委員会・専門家委員会 合同開催  
3月22日、4月12日 地域委員会開催  
3月23日、4月12日 専門家委員会開催

意見聴取  
学識経験を有する者（流域委員会）

### ・淀川水系河川整備計画（変更案）の作成

7月12日兵庫県知事、7月15日三重県知事、奈良県知事、7月16日滋賀県知事  
7月20日京都府知事、7月26日大阪府知事

意見聴取  
関係府県知事  
意見聴取  
関係市町村長

### ・淀川水系河川整備計画（変更）の策定

今後、速やかに策定予定